鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業実施要綱

鹿屋市徘徊高齢者位置探索システム端末機貸与事業実施要綱（平成18年鹿屋市告示第66号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この要綱は、認知症高齢者等が徘徊等による行方不明となった場合において、その居場所を早期に発見し、保護を図るために鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業（以下「事業」という。）を実施することにより、認知症高齢者等の家族の経済的かつ精神的負担の軽減を図り、もって認知症高齢者等が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる体制づくりに資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 端末機　認知症高齢者等が行方不明となった場合に、その居場所を発見できる位置検索システム端末機をいう。

(2) 居場所確認等サービス　端末機を用いて居場所を検索できるサービスに、日常生活賠償補償を附帯したものをいう。

(3) 見守りシール　認知症高齢者等の個別番号及び二次元コードを記載したシールで、携帯電話等を用いて二次元コードを読み取ることにより、当該認知症高齢者等の介護者等への連絡が可能となるものをいう。

（実施主体）

第３条　事業の実施主体は、鹿屋市とする。

２　市長は、事業の一部を、適切に事業を実施することができると認められる事業者（以下「事業者」という。）に委託して行うものとする。

（事業内容）

第４条　事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 端末機の貸与及び居場所確認等サービスを提供する事業（以下「端末機貸与事業」という。）

(2) 認知症高齢者等の衣服及び所持品に貼り付ける見守りシールを交付する事業（以下「見守りシール交付事業」という。）

（対象者）

第５条　事業の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「対象認知症高齢者等」という。）の家族その他主たる支援者とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 市内に住所を有し、かつ、市内に居住し、在宅で生活していること。

(2) 認知症高齢者又は若年性認知症に相当すると認められること。

（申請）

第６条　事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業利用申請書（別記第１号様式）に誓約書（別記第２号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

（利用決定の通知）

第７条　市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、事業の利用の可否を決定したときは、その旨を鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業利用決定（却下）通知書（別記第３号様式）により申請者に通知する。

２　市長は、前項の規定により事業の利用を決定したときは、第３条第２項の規定により事業を委託した事業者（以下「受託者」という。）にその旨を通知する。

（受託者の責務）

第８条　受託者は、前条第２項の送付があったときは、その内容を確認し、端末機貸与事業の利用について同条第１項の規定による決定の通知を受けた者（以下「端末機貸与決定者」という。）又は見守りシール交付事業の利用について同項の規定による決定の通知を受けた者（以下「見守りシール交付決定者」という。）に対し、市長が別に定める委託仕様書及びこの要綱の定めるところにより事業を実施するものとする。

（費用の負担）

第９条　事業の利用に係る端末機貸与決定者及び見守りシール交付決定者（以下これらを「利用者」という。）の費用の負担は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 端末機貸与事業　１か月当たりの利用に要する費用（初期費用を除く。）に10分の１を乗じて得た額とし、利用月ごとに負担しなければならない。

(2) 見守りシール交付事業　無料

（利用者の責務）

第10条　端末機貸与決定者及び対象認知症高齢者等は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 端末機、附属品その他の端末機貸与事業の利用に要する機器（以下「端末機等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理すること。

(2) 自己の責に帰すべき理由により端末機等を滅失し、又は損傷したときは、直ちにこれを原状に回復すること。

(3) 端末機等をこの要綱の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

２　見守りシール交付決定者及び対象認知症高齢者等は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 見守りシールを善良な管理者の注意をもって保管すること。

(2) 見守りシールを対象認知症高齢者等の衣服、所持品等に貼ること。

(3) 見守りシールをこの要綱の目的に反して使用し、改ざんし、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

（台帳の整備）

第11条　市長は、対象認知症高齢者等の情報を管理するため、鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業利用者台帳（別記第４号様式。以下「台帳」という。）を整備するものとする。

（申請内容の変更及び辞退）

第12条　利用者は、第６条に規定する申請の内容に変更が生じたとき、又は事業の利用を辞退するときは、鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業利用変更（辞退）届（別記第５号様式。以下「変更（辞退）届」という。）を速やかに市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の届を受けたときは、台帳に記載している対象認知症高齢者等に係る情報の内容を変更し、必要に応じて受託者に通知するものとする。

（事業利用の取消し）

第13条　市長は、事業の利用の辞退に係る変更（辞退）届を受けたとき、又は対象認知症高齢者等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、事業の利用を取り消すことができる。

(1) 第５条に規定する要件を欠いたとき。

(2) 老人福祉施設等に入所したとき。

(3) 死亡したとき。

(4) その他市長が事業の利用が適当でないと認めたとき。

２　市長は、前項の規定により事業の利用を取り消したときは、鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業利用決定取消通知書（別記第６号様式）により利用者に通知するものとする。

３　端末機貸与決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに端末機等を受託者に返還しなければならない。

（関係機関との連携）

第14条　市長は、事業の実施に当たっては、必要に応じて管轄の警察署、地域包括支援センター等の関係機関に情報提供を行い、密接な連携を図るものとする。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

２　この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に事業の利用に係る申請を行った者について適用し、同日前に鹿屋市徘徊高齢者位置探索システム端末機貸与事業実施要綱に基づき徘徊高齢者位置探索システム端末機の貸与を受けている者については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

別記

第１号様式（第６条関係）

鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業利用申請書

年　　月　　日

鹿屋市長　　　　　　　　様

申請者　住　　所
　　　　氏　　名
　　　　電話番号
　　　　対象者との関係（　　　　　　）

鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業の利用について、次のとおり申請します。

<table>
<tr><td colspan="2">申請を希望する内容</td><td colspan="3">☐位置検索システム端末機貸与
☐見守りシール交付</td></tr>
<tr><td rowspan="3">対象者</td><td>氏　　名</td><td></td><td>性　　別</td><td>男　・　女</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>年　　齢</td><td>満　　　歳</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td></td><td>電話番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">対象者の家族構成</td><td colspan="4">氏名　　　　　　　（　　　歳）　続柄（　　　　）　同居　・　別居</td></tr>
<tr><td colspan="4">氏名　　　　　　　（　　　歳）　続柄（　　　　）　同居　・　別居</td></tr>
<tr><td colspan="4">氏名　　　　　　　（　　　歳）　続柄（　　　　）　同居　・　別居</td></tr>
<tr><td colspan="2">申　請　理　由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">個別調査票</td><td colspan="3">裏面に記入してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="5">【同意事項】
鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業の利用申請に伴う、審査又は決定のため、申請者及び対象者の住民基本台帳を閲覧することに同意します。

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（自署又は記名押印）</td></tr>
</table>

（裏面）

個別調査票

○対象者の状況

本人の状況	徘徊の始まった時期	年　月頃から	徘徊の頻度		
	これまでの対応状況				
	既往症	病名		発病年月日	年　月　日
	治療状況	医療機関名		受診状況	月・週　回
	医師の指示等				
	要介護認定 障害認定	有・無	要介護度 手帳の等級	級（　）	
	ケアマネジャー	事業所名		担当者	
	サービス利用状況	サービスの種類	利用曜日	利用施設名	
	体格	身長　cm、体重　kg	歩行	自力可　一部介助　全介助	
	言語	正常　軽度　不自由	排泄	自力可　一部介助　全介助	
	視力	正常　軽度　高度弱視	食事	自力可　一部介助　全介助	
	聴力	正常　軽度　高度難聴	入浴	自力可　一部介助　全介助	
	おむつ	なし　夜のみ　昼夜	着脱衣	自力可　一部介助　全介助	
	身体的特徴	眼鏡：有・無　補聴器：有・無　姿勢（　）			
	精神障害及び認知症状	心気症状　不安　幻覚　妄想　睡眠障害　その他（　）			
住宅の状況	持家　公営住宅　アパート　借家　その他				
特記事項					

※市記入欄

（障）自立度	□ 自立	□ J1	□ J2	□ A1	□ A2	□ B1	□ C1	□ C2
（認）自立度	□ 自立	□ I	□ IIa	□ IIb	□ IIIa	□ IIIb	□ M	
審査結果	□ 該当	□ 非該当	確認	担当者				

第２号様式（第６条関係）
（端末機貸与事業用）

年　　月　　日

鹿屋市長　　　　　　　　様

申請者　住　　所
氏　　名　　　　　　　　　　印
電話番号
（申請者本人の署名の場合は印不要）

誓　約　書

私は、鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業（位置検索システム端末機貸与）の利用に当たり、下記の事項について誓約及び同意します。

記

１　貸与を受ける位置検索システム端末機、附属品等は、善良な管理の下で使用します。

２　自己の責に帰すべき理由により、貸与を受ける位置検索システム端末機、附属品等を滅失し、又は損傷したときは、直ちにこれを原状に回復し、その際にかかる費用は、全額自己負担します。

３　貸与を受ける位置検索システム端末機、附属品等をこの事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの行為はしません。

（見守りシール交付事業用）

年　　月　　日

鹿屋市長　　　　　　　　様

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　印

電話番号

（申請者本人の署名の場合は印不要）

誓　約　書

私は、鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業（見守りシール交付）の利用に当たり、下記の事項について誓約及び同意します。

記

1　見守りシールは、善良な管理の下で使用し、故意に折り曲げたり、丸めたりしません。

2　見守りシールをこの事業の目的に反して使用し、改ざんし、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するなどの行為はしません。

3　緊急事態発生時は、警察署や消防署等の関係協力機関に登録情報（認知症に関する情報含む。）を提供することに同意します。

第３号様式（第７条関係）

第　　　　号
年　　月　　日

様

鹿屋市長　　　　　㊞

鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業利用決定（却下）通知書

年　　月　　日付けで申請のあった鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業の利用については、次のとおり決定（申請を却下）したので、鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業実施要綱第７条第１項の規定により通知します。

決定事項	□　利用を決定します。（対象者：　　　　　　　　） □位置検索システム端末機貸与 □見守りシール交付　（交付番号：　　　　　　　） □　次の理由により却下します。 却下理由： （　　　　　　　　　　　　　　　　）
利用者の費用負担	１　位置検索システム端末機貸与 (1)　端末機貸与事業の利用に要する費用の１割（月額　　　円） (2)　自己の責に帰すべき理由により、貸与を受けた位置検索システム端末機等を滅失し、又は破損したときの修理等に係る費用の全額 (3)　追加サービスを利用する場合は、当該サービスに係る費用の全額 ２　見守りシール交付 利用に係る費用は無料。ただし、次の費用は利用者の負担 (1)　見守りシールを破損、紛失した場合の追加購入費用 (2)　同年度中の見守りシールの追加購入費用

事業の利用に関する注意事項は、裏面を御覧ください。

（裏面）

利用に関する注意事項	1　位置検索システム端末機貸与 (1)　貸与を受けた位置検索システム端末機等は、善良な管理の下で使用してください。 (2)　自己の責に帰すべき理由により、貸与を受けた端末機等を滅失し、又は損傷したときは、直ちにこれを原状に回復してください。 (3)　貸与を受けた端末機等をこの事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません。 (4)　対象者及び申請者の情報に変更があったとき、又は事業の利用の必要がなくなったときは、速やかに鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業利用変更（辞退）届（別記第５号様式）を市長に提出してください。 2　見守りシール交付 (1)　見守りシールは、善良な管理の下で使用してください。 (2)　見守りシールは、対象者の衣服、所持品等に貼って使用してください。 (3)　見守りシールをこの事業の目的に反して使用し、改ざんし、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません。 (4)　対象者及び申請者の情報に変更があったとき、又は事業の利用の必要がなくなったときは、速やかに鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業利用変更（辞退）届（別記第５号様式）を提出してください。

第４号様式（第11条関係）

鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業利用者台帳

番号	利用者氏名	対象認知症高齢者等氏名	住所	利用開始年月日	取消年月日	備考
						□位置検索システム端末機貸与 □見守りシール交付
						□位置検索システム端末機貸与 □見守りシール交付
						□位置検索システム端末機貸与 □見守りシール交付
						□位置検索システム端末機貸与 □見守りシール交付
						□位置検索システム端末機貸与 □見守りシール交付
						□位置検索システム端末機貸与 □見守りシール交付
						□位置検索システム端末機貸与 □見守りシール交付
						□位置検索システム端末機貸与 □見守りシール交付

第５号様式（第12条関係）

年　　月　　日

鹿屋市長　　　　　　　様

（利用者）
住　所
氏　名
電　話
（対象者　　　　　　　　　　　）

鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業利用変更（辞退）届

鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業の申請内容の変更（利用の辞退）をしたいので、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">利用している事業の種類</td><td colspan="2">□位置検索システム端末機貸与
□見守りシール交付</td></tr>
<tr><td rowspan="7">変
更
事
項</td><td rowspan="2">（　　　　）</td><td>変更前</td><td></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">（　　　　）</td><td>変更前</td><td></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">（　　　　）</td><td>変更前</td><td></td></tr>
<tr><td>変更後</td><td></td></tr>
<tr><td>変更理由</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>辞
退</td><td>辞退理由</td><td colspan="2">□位置検索システム端末機貸与
□見守りシール交付
（　　　　　　　　　　　　　　　　）</td></tr>
</table>

第６号様式（第13条関係）

第　　　　号
年　　月　　日

様

鹿屋市長　　　　　　㊞

鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業利用決定取消通知書

　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で決定した鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業の利用決定は、下記の理由により取り消しましたので、鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業実施要綱第13条第２項の規定により通知します。

　位置検索システム端末機の貸与を受けている利用者は、速やかに端末機等を貸与を受けた事業者に返還してください。

記

取消の理由

□利用者から届出があったため（　　　　年　　月　　日付け辞退届）

□対象者が鹿屋市認知症高齢者等家族介護支援サービス事業実施要綱に規定する要件を欠いたため

□対象者が老人福祉施設等に入所したため

□対象者が死亡したため

□その他市長が適当でないと認めたため

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）